

令和3年度宮崎県観光入込客統計調査委託業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度宮崎県観光入込客統計調査委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和4（2022）年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 観光地点及び行祭事・イベント名簿の作成

観光庁作成の「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、(2)、(3)の調査対象となる観光地点及び行祭事・イベントの名簿作成を行う。

(2) 観光地点等入込客数調査

ア 調査目的

県内の観光地点等を訪れた人数の把握（月別入込客数）

イ 調査単位

観光地点及び行祭事・イベント

ウ 調査周期

四半期

①令和3（2021）年5月調査（令和3年1～3月数値）、6月取りまとめ

②令和3（2021）年7月調査（令和3年4～6月数値）、8月取りまとめ

③令和3（2021）年10月調査（令和3年7～9月数値）、11月取りまとめ

④令和4（2022）年1月調査（令和3年10～12月数値）、2月取りまとめ

エ 実施方法

各市町村観光主管課において観光地点の管理者及び行祭事・イベントの運営者等に確認した月別の入込客数について、調査を行う。

オ 結果の取りまとめ

調査結果を観光地点等名簿（県より提供）の様式に取りまとめるとともに、観光地点等の地域別・市町村別・分類別等に集計する。

(3) 観光地点パラメータ調査（以下「パラメータ調査」という。）

ア 調査目的

四半期ごとの観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額等の把握

イ 調査単位

観光地点、個人

ウ 調査対象

① サンプル数

1回の調査当たり3,000サンプル以上

※ ここでいうサンプル数は回収票数ではなく、回答者を含む同行者数の合計。

※ 有効サンプルは、すべての設問に対して有効に回答している調査票とし、調査員は可能な限りその場で有効な回答内容か確認する。

※ 無効票が出ることを想定し、サンプルは多めに確保する。

※ 来場者数が極端に少ない場合を除き、年齢や性別が偏らないように可能な限り配慮して調査を行う。

② 観光地点

県が示す県内観光地点15地点

エ 調査周期・調査日

四半期ごと、対象四半期の休日から1日実施。

①令和3（2021）年4～6月

②令和3（2021）年7～9月

③令和3（2021）年10～12月

④令和4（2022）年1～3月

※ 原則として県内すべての調査地点で同日実施とする。

※ 当該四半期の観光入込客の平均的な訪問地点数、観光消費額単価が把握可能と考えられる日を選定し、お正月、GW、お盆などは除く。

オ 実施方法

各地点調査員2，3名程度による面接調査。

カ 調査票

調査票は「観光入込客統計に関する共通基準」の標準様式をもとに、宮崎県観光の特性を踏まえたものを受託者において提案し、県との協議の上で確定して受託者において印刷したものを用いる。

※ 調査票については、日本語版の他、外国語版（英語、韓国語、簡体字中国語及び繁体字中国語）を用意する。

キ 結果の取りまとめ

① 調査結果の入力

データを整理し、無効票を排除した上で、調査結果を入力する。なお整理において補完できるデータは補完した上で、一問でも記入漏れがあった場合には当該票全体を無効票として扱う。

② 集計事項

属性別平均訪問地点数、属性別平均利用宿泊施設数、属性別観光消費額単価等について集計を行う。

(4) 統計量の推計・結果の整理

ア 統計量の推計

上記(2)(3)調査により得たデータ及び観光庁より提供されるデータを用いて、観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額の推計を四半期ごとに行う。

イ 結果の整理

集計結果を観光入込客統計データ共有様式に整理し、調査結果の分析を行う。また、調査結果等について特筆すべき要因等が考えられる場合はその要因調査を行う。

(5) 成果品の作成及び提出

ア 「令和3年度宮崎県観光入込客統計調査〇月～〇月期 調査報告レポート」

上記(4)において取りまとめた四半期ごとの調査結果及び分析がまとまり次第すみやかに提出。

イ 「令和3年度宮崎県観光入込客統計調査報告書」

調査の内容・結果・分析等を記載した冊子を作成し提出。

(A4版 報告書1部及び複製用原稿1部)

※対象期間：令和3（2021）年1月～12月

ウ ア及びイの電子データ

4 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 業務は、県との調整の中で企画提案内容に変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、予算額の変更等については、必要に応じて委託者と協議の上、対応することとする。
- (3) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (4) 事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (5) パラメータ調査にて使用した記入済みアンケート用紙は受託者において3年間保存の上で、廃棄すること。